

令和6年度第1回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

令和6年9月27日（金）午前9時00分
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、高橋委員

労働者代表

池田委員、大宮委員、澤口委員

使用者代表

板橋委員、半沢委員、廣瀬委員

開 会

補 佐

ただいまから、令和6年度第1回宮城地方最低賃金審議会宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の専門部会は公開となっております。また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

委員の方々の出席状況を御報告いたします。

事前に桑原委員から欠席の旨、報告いただいております。

公益代表委員 2名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

以上8名の方が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により会議が成立していることを報告いたします。

本日は、第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまで、事務局で議事を進行させていただきます。

専門部会委員は、資料1のとおりでございます。9月6日付で発令をさせていただきました。

最初に、各委員と事務局職員を、賃金室長から御紹介させていただきます。

賃金室長

賃金室長の堀内です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1の名簿により、各委員の方々を、御紹介いたします。

はじめに、公益を代表する委員の方々ですが、
小幡委員でございます。

…。

高橋委員でございます。

…。

次に、労働者を代表する委員の方々ですが、
池田委員でございます。

…。

大宮委員でございます。

…。

澤口委員でございます。

…。

次に、使用者を代表する委員の方々ですが、
板橋委員でございます。

…。

半沢委員でございます。

…。

廣瀬委員でございます。

…。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。
川越労働基準部長です。

…。

内海賃金室長補佐です。

…。

伊藤賃金指導官です。

…。

長谷川安全専門官です。

…。

伊藤賃金調査員です。

…。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

補 佐 議事に入ります前に、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

基準部長 本日は、第1回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会に御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、併せて本部会の委員に御就任いただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

さて、この専門部会でございますが、先日、最低賃金審議会（本審）におきまして、改正の必要性に係る申出を受けまして、審議を行いまして鉄鋼業最低賃金改正の必要性ありと答申を頂いたところでございます。それを受けまして、宮城労働局長から本審会長に改正について諮問をいたしまして、その結果として本日第1回宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催するに至ったところでございます。本専門部会につきましては、労使一致して最低賃金の改正の金額を示すということを基本として、それに向けて御審議を頂きたいと考えております。また、併せて早期結審についても御協力、御配慮を頂ければ幸いです。これから審議始まりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 続きます。議題（1）部会長及び部会長代理の選出について、賃金室長から提案させていただきます。

賃金室長 提案いたします。最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとされています。

本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするというにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

賃金室長 それでは、公益委員の皆様で協議いただきました結果について御報告いたします。部会長に小幡委員、部会長代理に桑原委員ということで、御承認を頂きたいと思っております。
よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

賃金室長 御承認いただきましたので、部会長に小幡委員、部会長代理に桑原委員が選出されました。ありがとうございました。

補佐 それでは部会長から御挨拶をお願いします。

小幡部会長 ただいま部会長に選出いただきました「小幡」でございます。

特定最低賃金は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものと理解しております。当部会におきましても、この理念を尊重して、審議を行ってまいりたいと考えております。

関係労使の皆様が十分に審議を尽くすことができますよう、部会長として、公正な審議に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

補佐 部会長が選出されましたので、これからの議事の進行につきましては、部会長にお願いいたします。

小幡部会長 それでは議事を進行させていただきます。
議題（２）宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について、事務局から説明願います。

賃金室長 説明いたします。
資料２を御覧ください。
今年度も宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会を設置したところですので、運営規程も定める必要がございます。昨年度の内容と同様ものですが、専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうかお諮りいたします。

小幡部会長 専門部会運営規程（案）に関して各委員の皆様には何か御意見などはございますか。
特になしでよろしいでしょうか。それでは案のとおり運営規程を決定することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

小幡部会長 異議なしと承りました。次に、最低賃金法第 25 条に係る関係者からの意見聴取について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長 最低賃金法第 25 条第 5 項の規定による関係労使の意見の聴取につきましては、9月9日（月）締切りで公示を行いました。意見の提出はなかったことを報告します。

小幡部会長 それでは、関係資料の説明について、事務局からお願いします。

指導官 まず、資料番号 3 を御覧ください。

こちらは、去る7月29日に開催された第2回本審の資料と同じものがございます。第2回本審においては、特定最低賃金の必要性の有無につきまして宮城労働局長から諮問していただくところですが、その際の審議資料となります。

ここで改めて、特定最低賃金の制度につきまして簡単に説明いたします。

特定最賃につきましては、労使いずれかから特定最賃の新設、改正、廃止等の申出があり、その必要性の有無について審議会で審議し、全会一致で改正等の必要性ありと決議された場合に、改正金額の審議に入ることとなります。

本年3月8日に、それぞれの産業の労働組合様から、改正の申出を行う旨の意向表明がなされ、資料番号3「令和5年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況」とおり、去る7月18日に、それぞれの労働組合から宮城労働局長に対し改正の申出がありました。

鉄鋼業は、労働協約のケースによる申出となります。

なお、特定最賃の決定等に係る申出要件につきましては、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会答申の運用方針に規定されています。

労働協約ケースにおける要件としましては、一定地域における同種の基幹労働者のおおむね3分の1以上の方が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、当該労働協約の当事者である労働組合または使用者の全部の合意による申出であることとなっております。

宮城県の鉄鋼業につきましては、適用労働者数1,400人の57.3%に当たる802の方が最低賃金に関する労働協約の適用を受けており、かつ、そのすべての労働組合の合意による申出となっております。

以上のことから鉄鋼業については、改正申出の要件を満たしておりますため、去る7月29日の第2回本審におきまして、宮城労働局長より、改正の必要性の有無について審議会に諮問したところです。また、これを受けまして、8月21日開催の第4回本審におきまして、改正の必要性の審議が行われ、同日、審議会より改正の必要性ありとの答申を頂いております。

この答申を踏まえまして、同日、宮城労働局長から、特定最低賃金の改正について、審議会に諮問が行われ、本日の専門部会を開催するに至っております。

続きまして資料4は、宮城の特定最賃業種別の、労働協約における賃金の最低額になります。

宮城県の鉄鋼業は、時間額で1,116円となりますので、改正する場合の特定最低賃金の上限はこの金額となります。

続きまして資料5について、こちらも資料3同様7月29日に開催された第2回本審の資料と同じものです。

適用労働者数につきましては、常に変動するものでありますが、例年、審議の前年の12月1日時点の数値を用いております。

事務局では、最新の令和3年経済センサスの活動調査における事業場数及び労働者数から、最低賃金に関する基礎調査等により把握できました最低賃金が明らかに適用されないと考えられる事業場数や廃止事業場数、適用除外労働者数等を除くなどして推計しております。

その結果、鉄鋼業は、適用事業場数が13事業場、適用労働者数が1,400人となります。

以上でございます。

続きまして資料6について説明します。こちらは宮城県の鉄鋼業を対象とした令和6年最低賃金に関する基礎調査結果の資料になります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしています。

調査対象の事業所規模は鉄鋼業では労働者数99人以下となります。

P4を御覧ください。

鉄鋼業につきましては、調査対象事業場が少ないため、調査対象である規模99人以下の全て、10事業所になりますが、全てに調査を依頼し、このうち7事業場から回答を頂いて集計しています。

対象労働者数は269名、中位数ほか各数値は、表のとおりです。

本年の調査におきましては、最低賃金を下回っている労働者の割合を示す、未満率は0%です。

続きまして、P5の影響率表を御覧ください。

宮城県最低賃金の審議資料と同様に、加算額を70円までの数値を表示しております。

加算額が24円までは、分布労働者はおりません。その後、分布労働者数は、加算額が25円で2名、以降加算額70円まで0

名となっております。

表のとおり影響率は低い値となっております。

続きまして、P6 を御覧ください。

こちらは、労働者の属性別の特性値のグラフです。鉄鋼業の最低賃金が、現在 1,003 円ですので、最低賃金の近傍で働く労働者がほとんどいない状況です。なお、パート労働者の属性につきましては、いずれの特性値も最低賃金と同額の 1,003 円となっておりますが、対象が 1 名であることに御留意いただければと思います。

P7 は年齢別の特性値のグラフですが、こちらも P6 と同様の傾向を示しております。

続きまして、P8 から P10 までは、地域別、それから男女別の鉄鋼業における賃金額の推移のグラフとなります。

ちなみに令和 2 年は、調査の選定ミスがあり、1 社分のみの調査となり、後日別途調査をしたため、グラフでは抜けている部分がございます。

P11 は未満率の推移になります。一部数パーセントの数字がございますが、過去 7 年、ほぼ 0 パーセントとなっております。

資料 6 については以上です。

続きまして資料 7 に移ります。

こちら資料 6 と同じく、令和 6 年 最低賃金に関する基礎調査結果の資料になりますが、こちらは、宮城県最賃の専門部会で提出した資料でございます、「宮城県最低賃金」を対象とした調査報告書になります。

こちらは、宮城県鉄鋼業最低賃金における調査結果との比較ができるようにという趣旨で、参考として添付したものでございますので、内容説明については割愛させていただきます。

続きまして、資料 8 以降の資料についてですが、こちらについては、本年 8 月 21 日に開催した第 4 回本審における「宮城県特定最低賃金の必要性審議」の資料とほぼ同じ構成、内容でございますが、一部統計データについては、最新データに更新しておりますので、改めて提供させていただいております。また、資料 1 2 の経済情勢に関する資料は、第 4 回本審資料から、追加した統計資料がございます。

内容については、第 4 回本審でも説明させていただきましたが、本日は本審の委員ではない方もいらっしゃいますので、改めて鉄鋼業を中心に説明いたします。

まず、資料8、特定最低賃金改定状況について説明します。

P1は、宮城県の最低賃金の決定状況について、平成26年から令和5年までの10年間分の推移をグラフで示したものです。

宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引上げにならって特定最賃も上昇していることが分かります。

P2は、3つの特定最賃と宮城県最賃の引上額の比較になります。

P3は、東北6県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、宮城、青森、岩手の3県の鉄鋼業最低賃金決定状況について示しています。宮城県は、黒い丸の折れ線で表示しております。

P4は、鉄鋼業の引上額の各県の推移になります。

P9は鉄鋼業の「適用事業場数」と「労働者数」の推移を示したものです。

先ほど、今年度の適用事業場数と労働者数を報告いたしましたが、それらを含め、26年以降の推移をグラフ化したものとなります。

続いて資料9「賃金関連統計」に移ります。

P1は、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。

P2からP3にかけては、鉄鋼業の所定内給与額の推移を載せています。データの出所は、厚生労働省で毎年実施している「賃金構造基本統計調査」であり、最新の結果は令和5年版となります。

鉄鋼業については、宮城県としてのデータもあるのですが、宮城県だけのデータではサンプル数が少なく、サンプル数が比較的多い全国の集計データを用いてお示ししているものです。

また、このデータにおける鉄鋼業につきましては、日本標準産業分類の「E22」の鉄鋼業となり、細分類でのE229など宮城県鉄鋼業最低賃金で除外されている「その他の鉄鋼業」も含まれたものとなっておりますので御了承ください。

P2は、全国の鉄鋼業の所定内給与額の男女別の推移になります。

P3は、鉄鋼業のうち若年の19歳までを抜粋した所定内給与額の推移になりますが、全国で見てもサンプル数が少ないこともあり、調査結果にはばらつきが出ています。

資料9については以上となります。

続いて資料 10 「事業動向関連統計」について説明します。

P1 から P2は、宮城県の「製造品出荷額」と「付加価値額」などの推移です。こちらは令和 4 年が最新のデータとなります。

P1 に鉄鋼業を載せております。

P6以降は、鉱工業生産指数の推移となります。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。審議の参考としていただければと思います。

続きまして資料 11 「雇用情勢関連統計」に移ります。

P1 は、宮城県の求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。宮城県の有効求人倍率を御覧いただきますと、年単位でみると、新型コロナの影響もあり、令和 2 年の求人倍率は落ち込みがみられますが、その後ゆるやかな上昇傾向にあります。しかしながら、令和元年までの倍率には戻っておりません。

新規求人倍率についても、年単位ではおおむね同様の傾向となっております。

P3からは、直近のデータということで、宮城労働局が発表している「一般職業紹介状況」の令和 6 年 7 月分の集計結果を載せております。

最後に、資料 12 「経済情勢」になります。

P1 は消費者物価指数の推移となります。直近の 7 月分のデータを追加しております。

仙台市と全国の「持家の帰属家賃を除く総合」での消費者物価指数の推移です。令和 2 年を 100 として指数を表しております。

仙台市は、令和 4 年から全国平均を上回り、直近の本年 7 月まで全体として右肩上がりで上昇しています。

P2以降は、直近の宮城県内の経済統計として、東北財務局、宮城県、日銀仙台支店、77リサーチ&コンサルティングが発表しております、7つの経済情勢に関する資料を付けております。

審議の参考としていただければと存じます。

資料の説明は以上でございます。

小幡部会長

ありがとうございました。

資料あるいは、ただいまの説明について、質問等がありますでしょうか。

各委員 (質疑等なし)

小幡部会長 それでは、議題(3)宮城県鉄鋼業最低賃金の改正に係る審議に入ります。

最初に労働者側委員からお聞きしたいと思います。今の段階での具体的金額及びその根拠、審議に当たっての基本的なお考えなどについて、説明をお願いします。

池田委員 私のほうから、説明していきたいと思います。

経済状況につきましては、資料に掲載されておりますので割愛させていただきます。

まずは、本年2024年の春季生活闘争についてです。連合が賃上げを改めて取り組んだ2014年以降で最も高く、1991年以来となる定昇込みで5%台の賃上げが実現しております。定昇を除く賃上げ分が過年度分物価上昇率を上回り、デフレマインドを払拭し、我が国経済社会のステージ転換をはかる正念場であるとの時代認識を労使で共有するとともに、産業・企業、さらには日本経済の成長につながる「人への投資」の重要性について、中長期視点を持って粘り強く真摯に交渉し、労使で答えを出してきたこの賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、社会全体の賃上げの底上げをはかることが重要となります。

経済のグローバル化が進展する中で、労働条件が不安定な非正規雇用労働者比率の高まりが止まらない状況や労働組合組織率の低下が続いているという状況もあり、中小企業の労働者、非正規雇用労働者の多くは対等な立場での労使交渉を行うことができず、賃金の引上げをはかることが難しい状況に置かれています。

こうした中で産別最賃の機能を発揮し、組織労働者を含む鉄鋼産業で働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用安定と産業の発展に大きく寄与するのであります。

特に産別最賃は地賃と異なり、軽易な業務などを適用除外した基幹的労働者の最低賃金であるにもかかわらず、鉄鋼産業の最低賃金は1,003円時間当たりであり、年間1,900時間働いても、ワーキングプアと言われる年収200万円程度であり、この水準では日本国憲法において定められている健康で文化的な最低限度の生活を営むに足る水準としては不十分であり、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上をはかることは到底望めない状況にある

と思うところでございます。私たち労働者として健康に働き続けるため、決して華美なものを含まず、最低必要生活費を満たす賃金水準として、連合リビングウェイジを算定して、2023 年度版においては、宮城県において 1,394 円時間当たり、これ月額で言いますと 23 万円余りという形になりますが、こういう状況になっておるといってございませう。私たちの産業は、専門性が高く誰にでもできる産業ではないということ踏まえると、少なくとも連合リビングウェイジを超える水準であるべきと考えてございませうし、そうしなければ優秀な人材を確保することが困難なことと考えませう。

生産年齢人口が減少していく中で、今後も人材を確保し、企業、産業、地域の発展につなげていくためには、産業全体として魅力ある労働条件を構築していくことが大切であり、地賃近傍で働く者やこれから働く者にとって、職業を選択する上で優先するのは、賃金を中心とした産業としての魅力である労働条件の労働環境であるとか大きいと思てございませう。

私たちが働く鉄鋼業は、高度な専門性や高い熟練度を必要とすることに加え、作業環境は他産業と比較して大変厳しいものであることに鑑みれば、当然のことながらその最低賃金は、地賃や他業種の産別最賃と比較して、より高い水準であってしかるべきと考えませう。

地賃は不熟練者を含めて全ての労働者に支払われる賃金であるが、私たちの産業で働く者は、高い技能を有し、資格、検定をして働くことが求められ、決して不熟練者ではないといてございませう。こうした労働者の賃金上昇は、地賃の上昇だけでは必ずしも底上げにならないと思てございませう。

現在、鉄鋼業における産別最賃の影響率は依然として低位な状況にあり、影響率の上昇がみられなければ実質的には最賃近傍で働く者の労働条件の底上げが、差がないと思てございませう。経済の持続的な成長のためには、最低賃金を引き上げ、全体の労働条件の底上げをはかることで消費拡大につなげなければならぬと思てございませう。

また、本年の春闘で賃金改善を行いますけれども、やはり大手中心ではなくて中小ですね、7 割、労働者の 7 割のこの部分を底上げしないと景気の拡大、消費の拡大につながらぬと思てございませう。本年の地賃としては 50 円の引上げがされてございませう。私たちの産別最賃では地賃より高い水準で引上げをはかっていかなければ、いずれ地賃に埋没してしまい、我が国における基幹的

産業のその魅力を失ってしまうということを危惧してございます。

今後も継続して賃金水準を向上させることによって、産業、企業の魅力をより高め、採用力を高めていかなければならないと考えてございます

当該産業の産別最賃の水準については、我が国における基幹産業として継続的に産業の発展を進める上で、もう一つの重要な要素である人材確保の観点から企業内最低賃金の水準を意識したあるべき水準を目指していきたい。2 点目として地賃の引上げ幅を含めて、早期にあるべき水準に到達を目指していきたい。3 点目として、地賃に対する産別最賃の優位性を確保していきたい。この3 点が重要だと考えてございます

以上が労働側の主張とさせていただきます。

小幡部会長

それでは、基本的なお考えなどについて、双方から、お話をお伺いしたいと思いますので、次に使用者側から基本的な考え方についての御説明をお願いします。

半沢委員

それでは、半沢のほうから述べさせていただきます。

まず、景況感についてでございます。日銀短観によりますと、東北の6月の業況判断DIは、全産業で前回3月調査に比べ横ばいのプラス1。全国の全産業が同じく横ばいであるもののプラス12ポイントであるのに対し、東北は弱い動きとなっています。

特に鉄鋼業については、マイナス30と3月期調査に比べプラス32ポイントと大幅に改善しているものの、依然マイナス圏で推移しています。

宮城県について見ても、業況判断DIはプラスマイナス0ですが、製造業はマイナス4とマイナス圏で推移しています。

次に鉄鋼業の現況についてでございます。

日本鉄鋼連盟が公表している「全国の鉄鋼需給の動き」を見ますと、6月の国内鉄鋼市場は、建築部門の新築住宅着工戸数が2ヵ月連続で前年同月比減少となっているほか、産業機械は生産用機械が前年同月比で2ヵ月連続の減少、汎用・業務用機械が6ヵ月連続の減少、四輪車生産は自動車メーカーの認証不正問題の影響で、5月に5ヵ月ぶりで増加したものの、6月は前年同月比マイナス9.4と再び減少に転じています。

その結果、7月の国内の粗鋼生産は、前年同月比マイナス3.8%と5ヵ月連続の減少となっています。

経済産業省が発表した 2024 年度第 2 四半期、7 月から 9 月の鋼材需要見通しでは、前年同期比ではマイナス 5.5%と減少、国内の製造業部門で半導体部材等の供給難解消から好調だった前年度と比較し減少するとの見通しを示しています。輸出に関しては、中国、東南アジアを中心に引き続き需要が低迷しているとの懸念を示しています。

また、日本鉄鋼連盟の「鉄鋼需給の動き」でも、鉄鋼需要の下振れリスクとして、地政学的リスクや、中国経済低迷の長期化を挙げています。

宮城県の鉄鋼業の生産状況は、「宮城県鉱工業生産指数」によると、令和 2 年を 100 とした場合、令和 6 年第 2 期、これは 4 月から 6 月ですけれども、季節調整済指数で 100.3 と前年同期比で 4.9 ポイントのマイナスとなっています。

次に中小企業の経営状況ですけれども、東北財務局の「法人企業景気予測調査」の本年 4 月から 6 月期の景況判断 BSI によると、全産業で「下降」超幅が縮小していますが、規模別で見ると、中小企業では「下降」超幅が拡大し、中小企業の回復ペースは全体に追い付いていない状況が見て取れます。業種別では、製造業が依然マイナス圏にあり、特に鉄鋼業はマイナス 22.2 となっています。

また、宮城県では、中小企業庁の「中小企業景況調査」によると本年 4 月から 6 月期の全産業の業況判断 DI は、季節調整値でマイナス 18.2、1 月から 3 月比マイナス 4.5 とマイナス圏で推移しています。

同調査資料編によると、鉄鋼・非鉄金属の今年の 4 月から 6 月の業況判断 DI は、前年同期比でマイナス 25.6 となっています。

宮城県中小企業団体中央会の令和 6 年 7 月の景況調査でも、鉄鋼・金属工業は前月比マイナス 33 となっています。

鉄鋼業の特定最低賃金についてですけれども、鉄鋼業は、ほかの産業よりも厳しい労働環境の下にある一方、日本の製造業の質の高さを実現するための質の高い素材の供給を継続していくそういった役割を担っており、地域別最低賃金よりも一定程度高い水準が必要との認識はございます。

他方で、宮城県の鉄鋼業の特定最低賃金は、地域別最低賃金より既に相当程度高く、また、宮城県の特定最低賃金設定の三つの業種の中でも最も高い賃金となっています。

8 月 21 日開催の宮城地方最低賃金審議会で配布された資料によれば、宮城県内で規模が比較的大きな労働協約のある事業場は、

3社とも令和6年の賃金の最低額が令和4年を上回っているのに対し、100人未満の事業場では、最低賃金の影響を受けやすい第1・20分位から第1・4分位まで、いまだ令和4年の水準を下回っており、賃金水準の動向も中小企業と二極化しています。

さらに賃上げの原資となる価格転嫁ですが、中小企業庁が実施した本年3月の価格交渉促進月間フォローアップ調査によれば、中小企業における価格転嫁率は、前回、昨年9月調査の45.7%から微増の46.1%と前年同期を下回り、依然5割を切っています。

さらに、コスト上昇分の7割以上と高い割合で価格転嫁できたとの回答が、前回の33.8%から今回34.9%と増加し、転嫁状況は一部で好転している一方で、「まったく転嫁できない、あるいは減額された」との回答も19.8%と横ばいで、二極化が進行している状況です。それとともに、「高い割合で価格転嫁できた」との回答が前年同期を4.4ポイント下回り、価格転嫁がより困難になってきている状況も伺えます。

2023年版小規模企業白書によれば、価格転嫁力が大企業と中小企業との間で拡大しており、また東京商工リサーチが2022年12月に実施したアンケート調査から、大企業では価格転嫁率と賃上げ率が負の相関関係にあるのに対し、中小企業では価格転嫁率と賃上げ率に強い正の相関関係があるとの分析をしています。

従って、価格転嫁が進まないということは、賃上げがなかなか難しいという状況という調査結果でございます。

まとめとして、景況感については、全国に比して東北の動きは弱く特に鉄鋼業は大きくマイナスで推移しています。

また、鉄鋼業の現況については、経団連が発表した2024年春季労使交渉・大企業妥結結果によると、業種別での賃上げ率、引上げ額ともに鉄鋼が最も高かったものの、人口減少に伴う国内需要の減少、海外需要に関する不安定要素などから、先行きの懸念材料もあります。

こうした中、中小企業、特に製造業の動きは弱く、鉄鋼業に係る賃金は地域別最低賃金よりも一定程度高い水準が必要との認識はあるものの、労働協約のある規模の大きな事業場の賃金水準を中小・小規模事業場に適用することについては一定の制限があるものと考えています。

また、賃上げの原資となる価格転嫁の状況も二極化しており、特に企業規模が小さいほど価格転嫁力が弱くなる傾向にあること、中小企業では価格転嫁が進まなければ賃上げも進まないことなどの調査結果を踏まえると慎重な上にも慎重な審議をお願いする必

要があり、支払能力が厳しさを増す中で雇用維持を優先すべき局面にもあると考えています。

なお、平成 14 年 12 月 6 日付け中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告 2-(2)-②で、産業別最低賃金、現在の特定最低賃金を定める際の適用労働者数の要件について「原則として 1,000 人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するもの」としています

宮城県鉄鋼業最低賃金の適用労働者数は さきの宮城地方最低賃金配布資料によれば、1,400 人ですが、そのうち労働協約の適用労働者数が 802 名であることから、宮城県鉄鋼業最低賃金の実質的な適用者数は 598 名であり、先ほどの全員協議会報告に照らして考えると、廃止に向けて検討を始めるべき時期に来ているとも考えてございます。

最後になりますが、特定最低賃金についても、特定最低賃金を下回る賃金を無効とされるほか、労働基準法に基づき刑事罰が科される強制措置ですので、その改定に当たっては、改めて慎重に審議していただくことをお願いし、使用者側の基本的主張といたします。

以上でございます。

小幡部会長

ただいま双方から、審議に当たっての基本的な考えについて御説明を頂きました。それを踏まえまして、今の段階での具体的な金額などについて御説明を頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではまず、労働者側のほうから御説明をお願いします。

池田委員

金額提示の御説明をさせていただきたいと思います。連合の今春闘の集計というところでは、平均賃金方式で回答しました組合の賃上げというところでは、加重平均で 15,281 円の引上げとなっていて、5.1%の増加というふうになってございます。また有期・短期契約等の労働者の賃上げというところでは、加重平均で時給 62.7 円というふうな引上げになってございます。また月給では 10,869 円というような報告がされてございます。引上げ率はそれぞれ 5.74%、4.98%というふうな上昇率というところで、2015 年度の春闘以降で最も高かった 2023 年度春闘を大きく上回る結果となっております。

我々が加盟している基幹労連というところの組合においては、2024 年の企業内最低賃金、組合数単純平均というところでは

188,668 円というふうになってございます。時間額でいうとこれが 1,176 円というところでございます。多くの組合において企業内最低賃金の引上げが行われてございまして、鉄鋼部門だけで聞いても、時間当たり 130 円上昇となっているというところがございます。業種別で見えますと、満額回答を受けまして、総合組合の回答水準を上回る回答も引き出されておまして、規模別では 1,000 人以上というところでは、20,600 円。300 人から 999 人の分布で、18,867 円。299 人以下のところでは 13,345 円というふうな回答を頂いているところです。

企業内最低賃金については、現場力の維持・評価、優秀な人材の確保・定着、また、産業・企業の発展強化の観点を踏まえ、水準引上げに取り組み、要求組合の 7 割強の組合において、前進回答となっております。宮城県における産業別最低賃金に対する長期的かつ基本的な考え方としては、昨年度より絶対額を重視しつつ、当該産業における高卒初任給を踏まえたあるべき水準の早期実現を目指して考えてございます。考え方としては経済動向を踏まえつつ、3 組合の協定額で最も低い時間額 1,116 円への到達を目指すこととしてございます。この基本的な考え方を踏まえまして、昨年 20 円の引上げにより鉄鋼業最低賃金は 1,003 円になってございまして、昨年の 3 組合の協定額で最も低い時間額との格差が 0 円となります。本日、鉄鋼業の対地賃率の回復を目指しながら、基幹労連春闘結果の鉄鋼業の企業内最低賃金の単純平均額 130 円時間当たりを考慮し、また昨年度より格差ゼロの回答にもっていくというところを踏まえまして、引上げ額を 110 円にしたいということでございます。以上でございます。

小幡部会長 次使用者側のほうからお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

半沢委員 引上げ率については 2.6%、引上げ額については 26 円。
根拠といたしましては、賃金改定状況調査 第 4 表 ①、② B ランクの製造業の賃金上昇率を適用しています。
以上でございます。

小幡部会長 労働者側から引上額 110 円、使用者側は 26 円ということで御説明を頂きました。今の段階で、労働者側、使用者側から御提示のありました金額には隔たりがありますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。

休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

そのような進め方とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

小幡部会長 それでは休会とします。

～ 休会 ～

賃金室長 控室は、公益委員が8階労働基準部長室、労働者側委員が8階の認定室、使用者側委員は8階の賃金相談室です。

(それぞれの控室に移動して打合せ後、再度専門部会会場に移動)

～ 再開 ～

小幡部会長 専門部会を再開します。この間、それぞれ御協議いただいたと思いますが、改めまして先ほどそれぞれ御提示いただきました引上げ額などについて変更などありますでしょうか。

各委員 (発言なし)

小幡部会長 特に双方とも変更なしということでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

小幡部会長 それでは本日はこれ以上の進展は望めないものと思われしますので、ここで終了とさせていただきます。

労使それぞれのお立場はあるでしょうが、当専門部会は、それぞれの歩み寄りにより妥当な結論を出すということが使命となっておりまして、本日の審議経過を踏まえ、再度御検討をいただき、次回の審議に臨んでいただければと思います。

それでは、議題(4)その他について、事務局から何か連絡事項はありますか。

賃金室長 事務局としましては、先日御案内しておりますとおり、第2回
10月8日（火）9:00から、第2回で結審しない場合には、第3
回10月15日（火）14:00から、の開催を予定しております。

小幡部会長 事務局から説明のありましたとおり、次回は第2回専門部会を
10月8日（火）9時から、この会議室で開催いたします。
以上で、本日の審議を終了いたします。

閉 会